主 文 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 -、当事者が求める裁判

原告

「被告は原告に対して金百万円、およびこれに対する昭和四十二年七月二十二日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決、および仮執行の宣言。 被告

主文と同旨の判決。

第二、原告の請求原因

(一)、原告の地位

原告は東京学芸大学助教授で、憲法学者であり、憲法擁護東京都民連合(略称を「東京護憲」という。以下右略称による。)の代表委員として、右団体の所属員とともに、憲法擁護運動を推進してきたものである。

(二)、内閣総理大臣の異議申述に至るまでの経過

(1)、原告は東京護憲の代表委員として、昭和四十二年六月十日に憲法施行二十周年を記念し、憲法擁護の趣旨を広く国民に訴えるため、杉並区役所前から日比谷公園まで、東京護憲加盟各団体の所属員を中心とする参加予定人員約千名の集団示威運動(以下「本件集団示威運動」という)を行うことを企画し、同年六月五日、昭和二五年東京都条例第四四号、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(以下「都公案条例」という)に基づき、東京都公安委員会に対して本件集団示威運動の許可を申請した。

(2)、東京都公安委員会は、同月八日付をもつて、右許可申請の行進順路のうち 赤坂見付交差点—特許庁角間のいわゆる国会周辺コースを、赤坂見付交差点—山王 下—溜池交差点—特許庁前間に変更するという条件を付した許可処分をした。

(3)、同月八日、原告は、右条件は憲法第二十一条が保障する表現の自由を侵害するものであることを理由として、右条件の取消しを求める訴訟(東京地方裁判所昭和四二年(行ウ)第八二号事件)を提起するとともに、右条件の効力の停止の申立(同裁判所昭和四二年(行ク)第二四号事件)をしたところ、東京地方裁判所民事第二部は、同月九日付をもつて、右申立を理由ありとして、右条件の効力を停止する旨の決定をした。

(三)、内閣総理大臣の異議申立

同月九日、内閣総理大臣(以下「総理大臣」という)Aは、原告が東京都公安委員会に許可申請した本件集団示威運動は、その進路に国会議事堂、総理大臣官邸などがあり、無条件に集団示威行進を許可するときは、開会中の国会の審議が阻害されるおそれがあること、また、かかる集団は潜在的に暴徒となり得る危険性を有していることなどを理由に、公共の福祉に重大な影響をおよぼすおそれがあるとして、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という)第二十七条第一項に基づく異議の申述(以下「本件異議申述」という)をした。本件異議申述によつて、同日、前記裁判所は前記の効力停止決定を取消した。そのため、原告は、前記のいわゆる国会周辺コースを通つて集団示威運動を行うことができなかつた。

(四)、本件異議申述の違憲、違法性

(1)、行訴法第二十七条の違憲性

り、さらには、裁判の公正を担保するため、憲法第七十六条第三項が保障している裁判官の職権行使の独立性を侵害するものであることは明らかである。

三権分立の原理は国民の自由を護ることにその窮極の目的がある。権力の 分立という以上、当然、立法、司法、行政などの権力の種別を前提とはしている。 しかし権力分立の原理の重点が、国家権力を理論的に分類したり、その制度上の種 別、組織、技術上の分立を明らかにすることにあるのではなく、国家権力の濫用か ら国民の自由を護ることにあることを看過してはならない。すなわち、権力分立の 原理に基づく国家機関相互の権力の配分と抑制を考えるに当つては、まず、国民の 基本権に対する配慮を優先せしむべきであつて、権力の種別に関する概念的区別を 先行させるべきでない。憲法は、行政処分の審査権を裁判所に附与することによつ て、権力の濫用を防止し、国民の権利保護の実を挙げることを要請し、期待しているのである。ところで、裁判所の終局判決は、その性質上、内容はもとより、手続 上も十分公正であることが要請される。手続的正義の要請にこたえつつ審理をすす めて、終局判決に至るまでには、必然的にある程度の月日を要することはいうまで もない。しかし、その間に権利の侵害が継続し、このために当事者が回復困難な損害を受けたならば、後日勝訴判決が下されようとも、右判決は当事者にとつて救済の実を有しないことはいうまでもない。行訴法第二十五条が定める行政訴訟におけ る執行停止の制度は、裁判制度にとつて不可避的な期間の経過による裁判の形骸化 防止のための制度であり、司法権がその本来の機能を十分に発揮するうえに、必要 不可決な制度である。被告の、行訴法第二十七条が憲法第七十六条第一項に違反し ないという主張は、司法権、司法作用をもつて、「行為の適法、違法の終局的確認であり、これに限られる」という極めて限定的な解釈を前提としている。なるほど、適法、違法の終局的確認作用が現に裁判所に附与されている権限のうちで最も 重要な地位を占めてきたことは事実であるが民事訴訟法上の保全処分にその例がみ られるように、終局判決に至るまでの間の暫定的法律関係形成作用も、伝統的に司 法裁判所の権限とされてきており、終局的確認作用に限定されてきたわけではな い。司法権、司法作用を被告主張のように限定的に解することは、前記のような憲 法がとつている三権分立制の目的、裁判所の終局判決をする権限と執行停止制度と の密接不可分な関連性に対して故意に目をつぶるものであるとの非難を免れない。(ハ)、司法権の独立は、本来の裁判権行使の独立が認められていても、裁判所の 自律性が保障されていなければ到底完全なものとはいえないから、憲法 は、その第七十七条、第七十八条、第八十条等によつて、裁判所の自主性、自律性 を保障しているのである。したがつて、行政機関が、裁判官の権限に属する事項に ついて、直接裁判官を指揮し、服従を命ずるようなことは、仮にその事項が憲法第 七十六条第三項が行使の独立性を保障している裁判官の職権自体に属しないもので あつても、司法権独立の論理的帰結である裁判所の自律権を侵害するものであり 憲法第七十六条に違反するものといわなければならない。ところで、行訴法第二十七条は、その第二、第三、第六項において、総理大臣の異議申述に制限を設けては いるが、裁判所は当該執行停止手続内においては、異議理由の当否を審査することができず、執行停止決定をすることができず、あるいは必ず執行停止決定を取消さなければならないとの拘束を受けるとするならば、異議申述といつても、それは総 理大臣に裁判官に対する直接的指揮命令権を与えるのと、結果において何ら変ると ころはないといわなければならないから、行訴法第二十七条は憲法が保障している

裁判所の自律権を侵害するものといわなければならない。 右のとおり行訴法第二十七条は、憲法第七十六条第一項、第三項が保障している 三権分立、司法権の独立を侵害する違憲の法規であり、したがつて、行訴法第二十 七条に基づいてなされた本件異議申述も違憲である。

(2)、本件異議申述の違憲性

(イ)、集団示威運動等の許可に関する処分取消の訴は、当該運動等の実施時までに司法的判断が示されて、はじめて実質的救済が得られることはいうまでもないるところで、都公安条令第三条によると、集団示威運動等についての許可書は、右運取りるとされており、現実にもそのような運用がなされ、本件集団示威運動についての許可書も、実施二十四時間前に交付された。このような場合、許可に付された。このような場合、許可に付された。このような場合、許可に対したとしても、裁判所が二十四時間以内に判決をすることが不可能なことはいうまでもないから、行訴法第二十級に基く執行停止が唯一の司法上の救済の途である。このような事情の下で、総大臣が、裁判所の執行停止決定を覆す効果を有する異議申述権を行使することは、

国民にとつて唯一の司法上の救済の途を全面的に阻害し、拒否するに等しく、憲法 第三十二条が保障している国民の裁判を受ける権利を実質的に奪うものにほかなら ない。

(ロ)、憲法第三十二条を、単に観念的な出訴権を国民に認めたに過ぎないものであり、出訴権が実質的に無意味となり、画餅に帰しても、何ら関知するところでないと解することの不合理なことは明らかであり、同条は、裁判所の裁判によつて、制度上技術的に可能な限り実質的な救済を受け得る地位を、国民に権利として保障したものと解すべきである。そして、行訴法第二十五条の執行停止制度が、判決を受けるまでの時間の経過によつて、司法的救済の実質的機能が失われることをでるだけ防止しようとする目的を有することを否定することはできない。そうすると、本件異議申述のように、それによる裁判所の執行停止権の消滅が本案判決を含めた司法救済の拒絶を結果するような場合に、総理大臣が行訴法第二十七条にある。

右のとおり行訴法第二十七条自体は違憲でないとしても、本件異議申述は憲法第 三十二条が保障している国民の権利を侵害するものであり、違憲である。

正当な理解を缺いているといわなければならない。

(二)、行訴法第二十七条第三項、第六項前段の各規定が、訓示規定に過ぎないと 解するならば、右規定は、違憲の疑が濃いとされた総理大臣の異議申述権を規制す るものとしての法的効力をもたず、異議申述権の濫用を抑制する機能を全く有しないものとなつてしまう。行訴法第二十七条第六項後段の規定は、総理大臣の異議申 述について、その政治責任の追及を可能ならしめようとしているのであるが、議院内閣制をとり、総理大臣の属する政党が多数党であることが殆んどである国会における政治責任の追及が、現実に何程の効果をもつかは甚だ疑問であるから、右規定はある。 があるということは、同条第三項、第六項前段の規定をもつて、訓示規定であると する被告の解釈を正当化するものではない。

本件集団示威運動は東京護憲が企画、実施するものであつたが、東京護憲 (木) は別紙第一記載のとおりの目的、構成の団体であり、その行動は、集会、表現の自由を正当に行使することによつて目的達成を期そうとする平穏なものであること は、別紙第一記載の活動の実例の実績から極めて明らかであり、また従来官憲との 間に全く紛争など発生していなかつたことから、本件集団示威運動も、同様に平穏性が保持されることは確実であつた。しかるに総理大臣は前記(イ)の本件異議申 述の理由の如き誤つた、少くとも偏つた集団行動観をもつて本件集団示威運動を律 したのであり、この点に重大な判断の誤がある。集団行動を、その集団の性質、 の他具体的事情を捨象して、常に前記異議理由のような危険を含むものとして把え るならば、如何なる集会、行進も総て禁止できることになるであらうが、憲法がこ のような考え方を排斥していることは明らかである。さらに、本件集団示威運動の 行われる日が土曜日で、国政審議の阻害ということは全く考えられないものであつ たことも前記のとおりである。したがつて、総理大臣の異議申述によつてまで、本 件集団示威運動の国会周辺コースの通行を禁圧しなければ、国政の秩序を保ち得る いなどとみるべき合理的根拠が存在しないことは明らかであつた。このような場合になされた本件異議申述は、仮に行訴法第二十七条による異議申述の要件の存否の 判断について、総理大臣に一応裁量権があるものとしても、著しくその裁量を誤つ

たものであり、裁量権を濫用した最たるものといわなければならない。
(へ)、総理大臣の異議申述があつた場合、その異議理由の当否について執行停止裁判所が審査することはできないとの論をとつたとしても、そのことから当該異議申述が如何なる手続においても、如何なる場合においても、常に適法として取扱われるがままれた意味するようのではなく、世界においても、常に適法として取扱われるがままれた。 れるべきことを意味するものではなく、裁判所が別訴においてその適法、違法の審 査をなし得なくなるものでもない。執行停止手続において、裁判所に異議の当否に ついての審査権を認めないとすることについて、何らかの実質的根拠があり得ると すれば、それは執行停止によつて受ける行政機能等の重大な破綻をさける緊急の必 要ということのほかにはないであらう。もしこのような緊急性がない場合には、行訴法第二十五条第六項の即時抗告をすれば十分である。総ての行政処分に司法審査が及ぶことは憲法の根本原則であり、これに対する制約が必要最小限度に止められるべきことはいうまでもないから、本件訴訟のように緊急性の要請のない場合にまるできる。 で、異議申述の当否についての裁判所の審査権を制限すべき理由はない。実定法上 も行政法の領域では、司法審査の相対性は肯定されている。すなわち、取消し得べ き違法な行政処分については、通常訴訟の前提問題としてはその違法性を審査し得 ないにもかかわらず 、抗告訴訟や国家賠償請求訴訟においては、司法審査の対象と なるし、殊に国家賠償請求訴訟においては、行政処分の違法が別訴で確定されてい ることを前提とする必要がないのみでなく、出訴期間等の関係で当該行政処分の司 法審査をなし得なくなつた場合においても、独自に行政処分の違法を主張できるの であるから、本件訴訟の如き損害賠償請求訴訟においては、総理大臣の異議申述の 適法、違法について司法審査権が及ぶのが当然である。

右のとおり本件異議申述は違憲でないとしても、行訴法第二十七条第三項、第六 項前段に定められた総理大臣の異議申述の要件を具備しない違法なものである。

(五)、原告の権利に対する侵害 (三)で述べたように、本件異議申述がなされたため、原告はいわゆる国会周辺 コースを通る集団示威運動を行うことができなくなり、このため原告は憲法第二十 ー条第一項によつて保護された権利を侵害された。

(六)、総理大臣の故意

総理大臣Aは、同人が本件異議申述をすることによつて、原告の右憲法上の権利 を侵害することを十分認識していた。

(七)、原告の損害

本件集団示威運動は憲法擁護を目的としたものであるから、国権の最高機関であり、かつ憲法改正の発議権を有する国会の周辺において実施することが、重要な意義と効果をもつものであつた。このような本件集団示威運動の主催者であり、かつ現実にこれに参加した原告が、本件異議申述によつて国会周辺の通行を禁じられたことによる精神的損害は極めて大きく、これを金銭に評価すれば、優に百万円を超える。

(八)、被告の責任

被告の公務員である総理大臣Aが、行訴法第二十七条に規定された権限の行使として、本件異議申述を行い、これによつて原告に右の損害を与えたのであるから、被告は国家賠償法第一条によつて、原告が受けた右損害を賠償すべき義務がある。よつて、原告は被告に対して金百万円、およびこれに対する本件訴状が被告に送達された日の翌日である昭和四十二年七月二十二日から完済に至るまで、民事法定利率である年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。 第三、被告の答弁

- (一)、(1)、原告の請求原因(一)ないし(三)の事実はいずれも認める。 (2)、原告の請求原因(四)の本件異議申述が違憲、または違法であるという 律上の主張はすべて争う。同(四)の(3)の(口)のうち、本件集団示威運動の 行われる日が土曜日で、国会は衆参両院とも本会議、委員会、その他審議は一切 定されていなかつたことは認める。同(四)の(3)の(ホ)のうち、東京護憲の加盟団体が原告主張のとおりであること(但記念 所属する上部団体、東京護憲の加盟団体が原告主張のとおりであること、但記念憲 民集会記念講演会を行つたことはいずれも認める。東京護憲の個人加盟者のといる 護憲が昭和四十二年二月十一日、紀元節復活反対街頭宣伝を行つたということはいずれも知らない。社青同東京地本の構成員が後に事実上東京護憲に不参対とないた ということ、昭和四十二年五月二十九日に五、二九べり活動において、官憲と紛争 を生じたことが全くないということはいずれも否認する。
- (3)、原告の請求原因(五)ないし(七)の事実はいずれも否認する。同(八)の主張は争う。
 - (二)、本件異議申述の合憲、適法性
 - (1)、行訴法第二十七条の合憲性(イ)、行政処分が法律上の争訟の制

、行政処分が法律上の争訟の裁判の対象に含まれ、したがつて行政処分の適 法、違法を審査し、違法と認められた場合に判決をもつてこれを取消す権限が司法 権に属し、これに対して行政権が介入することは憲法上許されないことには異論が ない。しかし、裁判所が固有の司法権の行使として行政訴訟事件を取扱うのは、行 政処分の適法、違法を確定するだけであつて、自ら行政権を行使して新たに行政処分をするためではない。他方行政処分は、適法、違法について争いがあつても、司法審査によつて終局的に違法と確定されて効力を失うまでは一応有効なものとして取扱われ、自力執行性を有するのである。したがつて、争いがあつても、行政処分を共行する。 を執行するとしないとは、本来行政権の作用に属し、司法権は終局判決によつて行 政処分を失効させる以外に、行政処分の自力執行性に干渉する権限を当然有するも のではない。行訴法第二十五条に規定する行政処分の執行停止の制度は、司法救済 の効果を全からしめるための政策的考慮から、法律が特に行政権に譲歩させて、司法権に行政処分の効力、執行を一時的に停止する行政処分をする権限を認めたものであり、司法権に内在する固有の権限によるものではない。そして、行訴法第二十 七条は、総理大臣が異議を申述したときは、右の法律によつて裁判所に認められた 行政処分をする権限がその限りにおいて消滅するため、裁判所は執行停止決定をす ることができず、また、すでになされた執行停止決定の効力も当然に消滅するため これを取消さなければならないことを規定したものなのである。すなわち、行 訴法第二十七条の規定は、当該行政処分の執行に関し、行政権の判断と司法権に委 ねられた行政的判断との対比において、行政権の判断の優越性を認めるのを妥当と する立法的裁量に基くものであつて、これをもつて行政権の本来の司法に対する侵 害ということはできない。

(ロ)、憲法は司法権の観念、およびその範囲について何ら規定していないが、行政事件の裁判権を含む点で旧憲法下におけるよりも実質的に範囲が拡大されたほかは、従来の観念にしたがつていると解されている。憲法が採用している三権分立の制度は、国家の統治権を、一般規範の定立、観念的な判断作用、および具体的な意思活動とに区分して、これらをそれぞれ独立して別個の機関に行わせるところにあ

るとされている。これら三権のうち、立法の観念は比較的明確であるから、司法の観念は、行政のそれと対比検討することによつて明らかにすることができる。行政 は具体的な国家目的の実現を意欲する意思活動であり、あくまで結果を積極的に意 欲するものである。法を執行するということも法の定めた目的を実現することが主 眼であり、法に拘束されるということも、法が行政活動の自由を制限する意味にお いてである。行政は、法が存する場合にはこれを尊重しなければならないが、必し も法を必要としないし、また法の存しない分野においても必要な作用である。これ に対して司法は、個々具体的事件について法を適用して、法が抽象的仮言的に定めるところを具体的定言的に宣言して、適法、違法、または権利関係の存否を確定する観念的な判断作用である。その結果、法主体間の具体的紛争、または利害の衝突 を法律的に解決するものであって、当初から結果を意欲するものではない。行政も 法を執行し、また法の拘束を受ける関係上、法を解釈し、法律判断をすることはあ り得る。しかし、それはあくまで目的を実現するための手段として附随的になされ るにとどまるのに対し、司法は、目的実現の必要性、結果の当、不当の考慮を離れ、専らこの判断作用のみをとりあげるのである。この点に両者の本質的な相違が ある。右のように司法権の作用を具体的事件に法を適用する判断作用と観念する以 上、その法が私法であるか、私人間の紛争であるか、行政庁の国民に対する権力行 使の関係であるかによつて区別すべき理由はないといわなければならない。したが つて、行政事件の裁判も、それが法適用の保障的意義をもつ限りにおいては、司法 の観念に属し、行政とは区別されなければならないことになる。このような観点か ら憲法は一切の法律上の争訟について司法裁判所に裁判権を認め、従来の民事、刑 事の裁判のほか、行政事件についての裁判権を認めることにしたのである。 しかしながら、司法裁判所が行政事件の裁判を取扱うといつても、それはあくまで 司法権の機関としてであつて、前述の司法の観念をこえて、広く行政権の監督機関 としての地位権限を有するに至つたものでないことはいうまでもない。したがつ て、その権限の行使には一定の限界があること、換言すれば、法律に特段の定めがない以上、司法の観念に伴う制約の存することは認めなければならない。即ち、司 法裁判所が行政事件を取扱うということは、ただ行政処分の適法、違法を判断する だけであり、行政処分が違法であると判断した判決が確定したとき、はじめて処分 取消しの効果が生じ、当該処分は遡つてその効力を失うに至るのであつて、司法裁 判所は本来これ以外の方法によつて行政処分の自力執行性に干渉し得る権限を有す るものではない。

(2)、本件異議申述の合憲性

集団示威運動の許可に関する処分の取消しの訴が、当該運動の実施日までに判決を得ることが事実上不可能な場合が生ずることは、原告の主張するとおりであろう。しかし、判決を受けるまでの間に、期間の経過によつて、訴の利益を喪失することになるのは、他にも例のあることで、厳重な手続法に従つて慎重な審理をすることを要する司法審査においては、やむを得ないことといわなければならない。行政処分の執行停止制度は、終局判決に至るまでの間の当事者間の法的状態の暫定的

安定を保持する目的で設けられたものであつて、本案訴訟が判決に至るまでの期間の経過によつて、訴の利益が喪失することになるおそれのある事案についても、本案訴訟の代替的訴訟として簡易迅速な手続によつて、判決に代る裁判を司法本来の作用としてなすために認められた制度ではないのである。すなわち、行政処分の執行停止制度は、期間の経過による訴の利益の喪失という結果を救済する制度ではないのであり、右のような事案についての執行停止を一般の事案の場合と別異に考えるべき理由は存しないのであつて、憲法上の司法権に内在する権限でないことに変りはないのである。したがつて、本件異議申述によつて裁判所の執行停止の権限を消滅させたことをもつて、憲法第三十二条によつて保障された原告の権利を侵害したということはできないのである。

(3)、本件異議申述の適法性

(二)、総理大臣の異議申述の制度は、前記(1)の(イ)のとおり、行政処分の 執行停止について、法が司法権の判断と行政権の判断との対比において、後者の優

異議の当否の判断をなしうるとはいいえない。 右のとおり本件異議申述は適法であるのみならず、そもそも、裁判所は本件異議 申述の適法、違法を判断する権限を有しないのであつて、適法、有効なものとして 取扱わなければならないのである。

第四、証拠関係(省略)

理由

第一、当事者間に争いのない事実

原告主張の請求原因(一)ないし(三)の事実は、いずれも当事者間に争いがない。

第二、行訴法第二十位 第二、行訴法 第二、行法

ところで、行訴法第二十五条第二項ないし第五項に規定する行政処分の効力また は執行の停止は、当該行政処分の適法、違法の確定的法律判断に基くものではない

から、行政処分の効力または執行を停止する権限は固有の司法作用を行う権限には 含まれないのであるが、確定的法律判断に至るまでの当事者間の法的状態の暫定的 安定を保持し、確定的法律判断の結果を有名無実のものとしないための処分である という点で、民事事件における保全処分の一つである仮の地位を定める仮処分に類 似するものがある。しかし、行政処分はその適法性について争いがあつても、権限 ある行政庁によつて取消され、あるいは固有の司法作用による確定的法律判断によ つてその違法であることが確定されるまでは、一応適法なものとして取扱われる、 いわゆる公定力を有し、したがつて、行政庁はみずからその処分の執行をすることができる、いわゆる自力執行性を有するのであるから、行政処分の効力または執行の停止は行政処分たる性質を有するものである。これに対して、仮の地位を定める 仮処分は、それが確定的法律判断に基くものでなく、確定的法律判断に至るまでの 間の当事者間の法的状態の暫定的安定を保持するという目的を達成しようとするも のであるという意味において、すなわち権利義務関係についての法律判断の結果自 体ではなく、端的にある目的の実現をはかる行為であるという意味において、行政的な作用であるけれども、その対象となる法律関係が、国家、その他の公権力主体の目的達成とは直接には関係のない私人間の法律関係であるから、これには、行政 処分という性質はなく、いわば行政的司法処分である。このように、行政処分の効 力または執行の停止も民事事件についての仮の地位を定める仮処分も、ともに固有 の司法作用の実効性を確保するため、本案の裁判の確定前において暫定的に法律状 じては、 能を形成する処分であるという点においては同じであるが、その形成の対象となる 法律関係の性質の相違から、処分としての性質に差異がある。したがつて、前記の とおり、民事事件についての保全処分を行う権限は憲法第七十六条第一項によつて 直接に裁判所の権限とされる司法権に含まれると解すべきであるけれども、行政処 分の効力または執行を停止する権限についても同様に解すべきであるとは断定できる。 ない。つまり、行政処分の効力または執行を停止する権限は、本来固有の意味にお ける司法権の範囲には属せず、いわば行政的作用であるが、国会は、立法政策上、 司法機関たる裁判所に行わせるのが適当であると思考した結果、行訴法第二十五条 においてこれを裁判所の権限とするに至ったものである。いわば、それは、本来的 な行政作用の司法権への移譲にほかならない。したがつて、その権限移譲にあたり、どのような態様で移譲し、どのように司法機関に行わしめるかも、一つの立法 政策の問題であつて、合憲違憲の問題は起らない。

したがつて、行訴法第二十七条において、国政全般に通暁し、行政権の最終最高の責任者たる総理大臣に、公共の福祉の必要上、止むことを得ないと判断した場合にかぎり、行政処分の効力または執行停止の申立がなされた場合に、裁判所のなすべき停止決定の権限を抑制し、また、右申立に基き裁判所のなした停止決定の効力を事実上奪う権限を与えたことは、立法政策として、当、不当を論ずる余地は十分にあるけれども、これをもつて違憲視することはできないのである。したがつて、行訴法第二十七条第一項、第四項の規定が憲法第七十六条第一項に違反するものであるとはいえない。

(二)、憲法第七十六条第三項は、「すべて裁判官は、その良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法、及び法律にのみ拘束される。」と規定し、司法権独立の根本である裁判官の職権行使の独立を保障しており、右の「職権」とは、憲法第七十六条第一項によつて直接に裁判所の権限とされる司法権に含まれる権限のみでなく、法律によつて裁判機関としての裁判所の権限とされたものを含むと解すべきである。

ところで、行政処分の効力または執行を停止する権限が憲法第七十六条第一項によって直接に裁判所の権限とされる司法権(固有の意味における司法権)には含まれず、それは法律によって裁判所の権限とされるに至った権限であること、したである。それは法律によって裁判所の権限となる権限を如何なる。というの対力、または執行を停止する権限を如何なる事項である。というの規定に違反しないる。そして、行政に関する事項の規定に対し、行政権の対し、行政権のが対し、管理を認め、行訴法第二十七条第一項、第二項の要件を具えた総理大臣の判断に対し、行政権の機関の首長である総理大臣の判断に対し、行政権の機関の首長である総理大臣の判断に対し、行政権の対方を停止する権限を第二項の対方には執行を停止する権限を関係を関係としたときままに、裁判所は当該の執行を停止する権限を失うため、その執行停止決定をすることができず、

た、裁判所が行政処分の執行停止決定をした後に総理大臣が異議申述をしたときは、裁判所の当該行政処分の効力または執行を停止する権限が遡及的に失われるために、執行停止は対策が対象を持ち、 めに、執行停止決定は遡及的にその効力を失うということを定めたものであり、同 項後段が、右の場合において裁判所はさきになした執行停止決定を取り消さなけれ ばならないとしているのは、執行停止決定の失効を明確にさせるためであつて、 の取消決定は、執行停止の権限を有する裁判所がその権限の行使として行う、行訴 法第二十六条第一項に基いてなされる執行停止決定の取消決定とはその性質を異にするものと解される。してみると、実質的には行訴法第二十七条第一項、第二項、第五項の要件を具えた総理大臣の異議申述は、行政権から移譲され、裁判所の権限 とされるに至った行政処分の効力または執行の停止権限自体を消滅させるものということができる。このようなことは、裁判所の権限行使の面においては、きわめて 異例のことに属するものといえる(恩赦という制度は結果的には類似の効果をもつ ものであるが、恩赦の場合は、裁判権の行使が完了してから後の問題である)。 れがため、行政処分の効力または執行停止にあたる裁判官としては、自己の判断ないしは結論が決定的な意義をもつものとは考えてはならず、当事者もまた、これについてなされる裁判所の決定が総理大臣の異議によつて、動かされうるものと考え る余地があるという点において、この裁判が、他の通常の裁判にくらべて、重量感 と権威とに乏しいうらみはある。しかし、そうだからと云つて、右行訴法第二十七 条によつて裁判官が、行政処分の効力または執行の停止を求める事件において、心 証を形成し、決定を下す作業をなすに当つて、他の行政機関なかんずく総理大臣か ら干渉をうけていることにはならない。裁判官はこの種事件を裁くについて、他の 事件の場合と同様、良心に従って、慎重に、審理することができる。行訴法第二十七条があるが故に行政権におそれを抱き、あるいはこれに迎合する裁判官はおそらく皆無であろう。これが司法の伝統である。そして、このような伝統を維持するう えにおいて、行訴法第二十七条は、理論上も、格別の支障を来すものではなく、また、実際問題としても、なんらの支障のあることを想像することができないし、ま たこれを見聞したこともない。たゞ、最近、事実として、裁判官が良心に従つてな たこれを見聞したこともない。たる、最近、事実として、裁判目が及心に促ってな したであろう停止決定が、総理大臣の異議によつて、結果的に効力を失うに至る場 合をときおり散見する。しかし、これは制度上止むを得ないことである。それは、 そのような態様において、裁判所に執行停止の権限が移譲されたに過ぎないからで ある。この制度のもとにおいては、国民は裁判官の良心と、総理大臣の国政に対理 る強い責任感、すぐれた識見に期待するのである。そして万一、不幸にして、総理 大臣の異議の措置が実質的に不当である場合には、行訴法第二十七条第六項におい て、総理大臣に対して、その政治責任を問いうる途を残してある。

以上の次第であるから、行訴法第二十七条第四項の規定が憲法第七十六条第三項に違反するものであるとはいえない。したがつて、本件異議申述が憲法第七十六条第三、第三項に違反する無効なものであるという原告の主張は採用でいて、第三、本件異議申述は憲法第三十二条に違反するという原告の主張について、第三、本件異議がなされるに至つた経過についての請求原因(二)の事実(昭和四十二年六月五日が原告が都公安条例に基づいて、都公安委員会に対して同月十日に行われる本件集団示威運動の許可申請をしたのに対して、同月八日、都公安委員会が、原告が許可申請した行進順路のうちのいわゆる国会周辺コースを変更する条件を附した許可処分したので、同日、原告は東京地方裁判所昭和四二年(行ウ)第八二号事件として、右許可処分の条件の取消しを求める訴を提起した)は当事者に争いがない。

右の経過によれば、本件集団示威運動実施時期までに、原告が提起した都公安委員会の許可処分の条件の取消しを求める訴についてその本案判決をうることは事実不可能であり、司法的救済として原告が裁判官に期待できるのは、行訴法第二十五条による停止決定をおいてほかにないことは原告の主張するとおりである。その唯一の司法的救済方法であつた本件停止決定が総理大臣の異議申述によつて効力を失うに至つたことは当事者間に争いなく、原告はこの点を捉えて、右異議の申述は、方法的な唯一の救済方法を閉したから憲法第三二条に違反すると主張する。しかし、司法的救済がとざされるから違憲だとすることにはにわかに賛同できない。問題の性質はがなり異なが、ためれば、株主総会の開催禁止があり異なが、ためれば、株主との問題と

しかし、司法的救済がとざされるから違憲だとすることにはにわかに賛同できない。問題の性質はかなり異るが、たとえば、株主総会の開催禁止の仮処分を例にとるに、もし、申請どおりの仮処分が発せられると、総会開催日が近いため、会社側は控訴または仮処分異議によつてこれを争つても、間に合わず、また、本案訴訟を、提起しても間に合わない。これは、仮処分によつて、事実上本案の裁判権が奪われる事例である。しかし、この場合には違憲論を聞かない。本案裁判が当初から

期待できない点においては、右株主総会の事例と本件の場合とは同様である。本件が右の場合と異るのは、司法機関以外の総理大臣の異議によつて、可能と考えられていた司法的救済が得られなくなるという点である。しかし、さきにも述べたように、総理大臣の異議権を認めた行訴法第二十七条の規定が、違憲でない以上、右規定に準拠して、総理大臣がその異議権を行使し、その結果、原告が期待した司法的政済の実効を収めえなくなつたとしても、その故に、異議権の行使が憲法第三十二条に違反するものということはできない。ちなみに、もし、裁判所に与えられた執行停止の権限が行政処分の効力を争う本案訴訟の代替物として認められたと仮定すれば、これに対する総理大臣の異議は、たしかに、憲法第三十二条に違反する。

れば、これに対する総理大臣の異議は、たしかに、憲法第三十二条に違反する。 しかし、法文上はそうでない。右執行停止の権限は、仮処分と同様、本案訴訟の 提起をその前提とし、異議によつて失われるのは、停止決定の効力だけである。そ して停止決定をなす権限は、くりかえし述べたように、その本質は行政作用ないし は行政的権限であるにかかわらず、国会の立法によつて特に行政機関から司法機関 に移譲されたものであつて、固有の意味における司法権には属しないものである。 したがつて、内閣総理大臣が本件の異議を述べたことは、憲法第三十二条には違反 しない。

(二)、原告は、総理大臣の異議の当合について執行停止裁判所(異議甲述を受けた裁判所)は判断権を有しないとしても、それは当該行政処分執行の必要の緊急性ということ以外には実質的な根拠がないから、右の緊急性にかかわりのない本件訴訟においては、本件異議申述の理由の当否について執行停止裁判所に判断権があるが、行訴法第二十七条が異議の理由の当否について執行停止就判所に判断権がおいものとして規定したのは、前記のとおり行政処分の執行停止が行政処分たる性質を有することに鑑み、執行停止については、その結果について法的にも政治的にも有らの責任を負わない司法権の機関である裁判所の判断よりも、行政的、政治的責任を負う行政機関の首長である総理大臣の判断に優越性を認めたことによるのであて、行政処分執行の必要の緊急性に基くものではないと解されるから、原告の右主張は採用できない。

(三)、なお附言すれば、憲法が行政処分も司法審査の対象に含まれるものとしたのは、行政処分による個人の権利、利益の侵害の救済を目的としたものであって政処分の違法を主張させること自体に目的があるわけではない。ところで、行政処分の執行が総理大臣の異議申述によって停止されなかったことによる権利、利益の侵害とは、とりもなおさず当該行政処分の執行による権利、利益の侵害である。したがつて、総理大臣の異議の理由の当否について裁判所に判断権がなく、総理大臣の異議申述の違法を理由として侵害利益の救済を求めることができなくてもし、紛争の端緒である行政処分自体が違法であるとすれば、その遺法を理由とし、紛争の端緒である行政処分自体が違法であるとすれば、その目的は達せられる余地がのこっている。これを本件についていえば、原告が本件異議申述によ

つて侵害されたとする原告の権利は、第一次的には都公安委員会が本件集団示威運 動についてなした条件付許可処分によって侵害されたものといえるから、原告は右 条件付許可処分の違法を主張して本訴請求の目的を達しうる余地がないわけではな い。しかし、本訴においては、原告は、都公安委員会のなした右処分の違法を理由 として国家賠償を求めているものではないので、この点については、当裁判所とし ては判断することはできない。

以上のとおりで、本件異議申述が違憲、または違法であるという原告の主張はい ずれも採用できないものであるから、本件異議申述が違憲、または違法であることを理由とする原告の請求は、他の点については判断するまでもなく、理由がないも のといわなければならない。

よつて、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法第 八十九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 伊東秀郎 寺井忠 奥山興悦)

(別紙)

第一、東京護憲の目的、構成、活動

(一)、目的

全都民の結集をはかり、平和憲法を護り、憲法改悪とその空洞化に反対するとと もに、憲法の平和、民主的条項の完全実施を目指す運動や、右目的達成に必要な事 業を行う。

(二)、構成

憲法擁護国民連合(略称中央護憲)

- (1)、所属上部団体(2)、加盟団体 社会 (2)、加盟団体 社会党東京都本部、東京地評、電機労連東京地協、日本婦人会議東京都本部、社青同東京地本(但し、後に組織問題から、その構成員は事実上不参加)、東京都各区毎の二十三地区護憲(地区護憲の下部組織として四十六の憲法 を護る会)
 - (3)、個人加盟者 約二千五百名

- (三)、活動例 (1)、昭和四十二年二月一日 西銀座数寄屋橋公園において、紀元節復活反対街 頭宣伝行動
- (2)、同年五月三日 日比谷公会堂において、憲法二十周年記念国民集会、記念
- (3)、同年五月二十九日 五・二九ベトナム侵略戦争反対、憲法擁護横田大集会 第二、国会周辺の集団示威運動により国政審議が阻害された事例
- (一)、議事堂周辺において、著しくけん騒をきわめて、国政審議、および議員活 動を妨害し、さらに議事堂構内へ乱入して、国政審議に直接重大な脅威を与えたも の、
- 、昭和二十五年三月九日 第七回国会開会中、約一万名のデモ隊が、議事堂 (1)、昭和二十五年二月九日 第七回国会開会中、約 77年の7 に隊が、議事堂 後庭に乱入し、さらに議事堂への侵入を図つた。 (2)、昭和二十六年十月一日 第九回国会開会中、約四千名のデモ隊が柵を乗り
- 越えて、議事堂構内へ侵入した。
- (3)、昭和三十四年十一月二十七日 第三十三回国会開会中、約二万名のデモ隊
- が二度にわたつて議事堂構内に乱入し、約一時間にわたつて占拠した。 (4)、昭和三十五年六月十五日 第三十四回国会開会中、約四千名のデモ隊が衆 議院南通用門の門扉を破壊して議事堂構内へ乱入し、約三時間にわたつて中庭を占 拠した。
- 議事堂周辺において著しくけん騒をきわめて、衆、参両議院の正門、通用 門前路を長時間占拠して議員の登、退院に支障を生ぜしめ、または、議員面会所、 議員会館の出入口を塞ぎ、けん騒をきわめて議員活動を妨害したもの、
- (1)、昭和三十六年六月二日 第三十八回国会開会中、約六千名のデモ隊が、衆 議院第一議員会館前でデモを行い、議員会館の出入および議事堂裏道路の通行をと 絶させた。
- (2)、昭和三十七年十二月十四日 第四十二回国会開会中、約四千名のデモ隊が 議事堂裏道路でデモを行い、参議院議員面会所前路上に坐り込んで、気勢を上げ、 同所の出入を阻害した。
- (3)、昭和四十年十月十二日 第五十回国会開会中、約三百名のデモ隊が参議院 議員面会所前道路に坐り込み、気勢を上げて、同所の出入を阻害した。 (4)、昭和四十年十月十五日 第五十回国会開会中、約九百名のデモ隊によつ
- て、右(3)と同様のことが行われた。

- (5)、昭和四十二年五月十二日 第五十五回国会開会中、約四十名のデモ隊が衆 議院議員面会所前路上に坐り込んで気勢を上げ、同所の出入を阻害した。 第三、東京護憲の違法行為例
- 第二、米尔設思の建場行為例 (一)、昭和四十一年五月二十九日 五・二九ベトナム反戦、護憲横田大集会後の デモ行進において、許可条件に反し、旗竿を横に構え、蛇行進、渦巻行進を反覆敢 行し、一般交通を著しく混乱させた。 (二)、昭和四十一年六月二十日 ベトナム侵略米軍北区野戦病院設置反対都民集
- (二)、昭和四十一年六月二十日 ベトナム侵略米軍北区野戦病院設置反対都民集会後において、許可条件に反し、かけ足、坐り込み、フランスデモを敢行し、一般交通に著しい障害を与えた。
- (三)、昭和四十一年十月十六日 一〇・一六護憲反戦平和東京大集会後のデモ行進で、許可条件に反して激しいシュプレツヒコールで気勢を上げ、道路上に停滞し、あるいは旗竿を横に構え、渦巻行進を行い、警察部隊の規制を受け、その際一名が検挙された。

以上